

飼養衛生管理を遵守しましょう！

豚コレラをはじめとする監視伝染病の発生予防、衛生管理の徹底による疾病の侵入防止対策及び異常豚の早期発見・早期通報体制の堅持を目的に、当所では毎年、養豚農場の衛生管理状況調査を実施しています。

家畜伝染病予防法で規定される「飼養衛生管理基準」の遵守状況について、今年度2月現在の結果を紹介します。昨年度も同様の傾向でしたが、特に、“畜舎出入り時の手指・作業衣等の消毒”、“車両消毒の実施”、“野生動物や害虫の侵入防止”の3項目で“不十分”または“不適切”な農場が多い結果でした。

表 養豚農場における飼養衛生管理基準の不適事項

飼養衛生管理基準の項目	“不十分”・“不適切”の主な内容
1.家畜や器具の清掃・消毒の励行	洗浄のみ消毒実施なし
2.畜舎出入り時の手指・作業衣等の消毒	手指消毒の実施なし、豚舎毎の専用作業衣・作業靴の使用が不十分
3.飼料や水への排泄物等の混入防止	飼料庫への野生動物侵入、飼料の汚染、井戸水の汚染防止対策が不十分
4.導入家畜の隔離・健康観察の実施	導入豚のワクチン接種状況の未確認、
5.人や車両の出入り制限・消毒の実施	車両消毒の実施なし
6.野生動物や害虫の侵入防止	破損部未補修や開口部へのネット未設置等による野生動物の侵入
7.出荷時における家畜の健康確認	
8.異常家畜の早期発見・早期受診	診療記録の記録・保管なし
9.過密な状態での家畜の飼養回避	
10.家畜伝染病に関する知識の習得	

衛生管理を推進するうえで、外部からの病原体侵入防止対策は重要です。上記の“不十分”・“不適切”であった事項は特に重要な内容です。豚舎間を移動する場合は、豚舎毎の専用作業衣・作業靴の着用および手指消毒の実施などにより、豚舎間での感染防止を徹底しましょう。